

第202000159433号  
令和2年9月24日

一般社団法人鳥取県建設業協会会長  
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長  
一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長  
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長  
一般社団法人鳥取県電業協会会長  
一般社団法人鳥取県警備業協会会長  
一般社団法人日本塗装工業会鳥取県支部長  
部落解放鳥取県企業連合会理事長  
鳥取県技能士会連合会長  
一般社団法人鳥取県測量設計業協会会長  
一般社団法人鳥取県建築士事務所協会会長  
一般社団法人鳥取県設備設計事務所協会  
一般社団法人鳥取県建築士会長  
一般社団法人全国地質調査業協会連合会  
中国地質調査業協会鳥取県支部長  
一般社団法人日本補償コンサルタント協会鳥取県協議会長  
一般財団法人建設コンサルタンツ協会中国支部鳥取県委員会代表

様

鳥取県県土整備部長  
(公印省略)

「会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づく  
複数人が居住する作業員宿舎における感染予防対策の徹底について（通知）

本県において「会社寮等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（以下「会社寮等ガイドライン」という。）が令和2年9月23日に別添1のとおり策定されました。

については、県土整備部発注の工事及び測量等業務（以下「工事等」という。）において、複数人が居住する作業員宿舎を設けている下記1の工事等を対象に、別添2の指示書により会社寮等ガイドラインによる感染予防対策の徹底を指示することとしました。

また、別添3のとおり「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書」（令和2年9月16日一部改正）を一部改正し、今後発注の工事等において可能なものから改正後の特記仕様書を添付することとしたので、御承知いただくとともに貴団体会員への周知をお願いします。

## 記

### 1 対象工事等

- (1) 現時点で複数人が居住する作業員宿舎を設けている工事等。
- (2) 現時点で複数人が居住する作業員宿舎を設置していないが、今後、複数人が居住する作業員宿舎を設ける予定が明らかとなっている工事等。
- (3) 今後、契約する工事等で複数人の作業員宿舎を設ける場合。なお、下記2の一部改正後の特記仕様書を添付した工事等については指示書の発出は不要とします。

## 2 特記仕様書の改正概要

作業員宿舎における感染予防対策において、複数人が居住する作業員宿舎を設ける場合は会社寮等ガイドラインによる感染予防対策の徹底を追加。

(担当) 県土総務課建設業・入札制度室 中島

電 話：0857-26-7454

ファクシミリ：0857-26-8190

技術企画課技術調査担当 椎木、中本

電 話：0857-26-7410

ファクシミリ：0857-26-8189